

島本町立第一中学校 P T A 規約

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は、島本町立第一中学校 P T A と称し、事務局を島本町立第一中学校に置きます。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、生徒の健全な育成を図るため、家庭と学校の協力提携を図り、民主的教育の推進、会員相互の親睦及び研修、並びに教育環境の整備及び充実などに努めます。

第 3 章 性 格

第 3 条 本会は、宗教的、政治的、営利的色彩をもつものでなくまた他のいかなる団体の支配又は干渉を受けません。

第 4 条 本会は、学校の教育活動を助けるために意見を具申又は協力しますが、学校の教育方針や教職員の人事に干渉するものではありません。

第 4 章 組 織

第 5 条 本会は、次の会員をもって組織します。

- (1) 島本町立第一中学校生徒の父母またはこれに代わる者うち P T A 入会届を提出した者
- (2) 本校教職員のうち P T A 入会届を提出した者

2 会員は、卒業若しくは転出又は退会届の提出をもって退会するものとします。

第 5 章 事 業

第 6 条 本会は、第 2 条のための事業を行うものとします。

第 6 章 役員及び任務

第 7 条 本会に、次の役員を置きます。

会 長	1 名	給 食 委 員 長	1 名
副 会 長	2 名	給 食 委 員	8 名～10 名
書 記	1 名	会 計	2 名（うち 1 名は教職員）
会計監査委員長	1 名	文 体 委 員 長	1 名
会計監査委員	1 名	文 体 委 員	8 名～10 名
指 名 委 員 長	1 名	広 報 委 員 長	1 名
指 名 委 員	7 名～9 名（うち 1 名は教職員）	広 報 委 員	8 名～10 名

第 8 条 役員任期は 1 年とします。ただし、本人の承諾を得た場合は、再任を妨げません。

2 役員がやむを得ない事情で年度途中で交代する場合は、実行委員会及び関係する委員会での協議により補充の委員を選出し、会長がこれを委嘱するものとします。なお、その任期は前任委員の残任期間とします。

第9条 役員の任務は次のとおりです。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理します。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行します。
- (3) 書記は、各種会合の通知をし、会務を記録します。
- (4) 会計は、本会の収入及び支出等の会計事務を正確に行い、総会に報告します。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告します。
- (6) 委員長は、その所属する委員会を代表し、会務を処理し統括します。
- (7) 委員は、その所属する委員会において会務を処理します。

第10条 本会に、顧問を置くことができます。

- 2 顧問は、本会の相談に応じます。
- 3 顧問は、総会の承認を経て、会長がこれを委嘱します。ただし、任期は1年とします。

第7章 機 関

第11条 本会に、次の機関を置きます。

総 会	会計監査委員会	文 体 委 員 会
役 員 総 会	給 食 委 員 会	広 報 委 員 会
実 行 委 員 会	指 名 委 員 会	

第12条 1.定例総会は、毎年3月及び5月に会長がこれを招集し開きます。臨時総会は、実行委員会又は会員の5分の1以上の要求があったとき、会長はこれを招集し開催しなければなりません。

2.総会は、定例総会・臨時総会ともに次のいずれかの方法に基づいて開催します。また決議は出席者の過半数の同意を必要とします。

(1) 総会は会員の5分の1の出席がなければ成立しません。ただし委任状による出席者数は定足数に算入します。

(2) 非常事態等によって、会員が開催場所に集まる形での開催が困難である場合は、実行委員会の判断により、オンラインで総会を開催することができます。その場合の使用機器やシステム、討論や決議の具体的な方法などは実行委員会で定めます。

(3) 実行委員会が必要だと認めた際は、書面による総会決議を行うことができます。この場合は審議事項を書面で会員に送付し、会員の5分の1以上から決議の書面が提出された場合に決議は成立し、その過半数によって決めます。なお、会員10名以上から書面決議によることについての異議が出された場合は、書面決議の方法によることはできず、(1)もしくは(2)の方法によります。

3.総会で定めることは下記のとおりです。なお、記載していること以外の事項も議題に挙げるすることができます。

- (1) 3月の定例総会＝決算及び新役員の承認等
- (2) 5月の定例総会＝行事計画及び予算の承認等
- (3) 臨時総会＝規約の改正、その他重要な事項の承認等

第13条 役員総会は総会につぐ決議機関で、役員、学校長及び教頭で構成し、実行委員会又は役員の3分の1以上の要求があった場合に開き、実行委員会の提案事項などを審議します。役員総会は、役員2分の1以上の出席がなければ成立しません。ただし、委任状による出席者数は定足数に算入します。決議は出席者の過半数の同意を必要とします。

第14条 実行委員会は、会長、副会長、書記、会計、給食委員長、文体委員長、広報委員長、学校長及び教頭で構成し、執行機関であって、本会の運営にあたります。委員の過半数の出席で成立します。

第15条 会計監査委員会は、毎年1回以上本会の会計を監査し、総会に報告します。

- 第16条 給食委員会は、会員相互の連携の理解を深め、生徒の教育効果を高めるよう努めます。また、給食委員会は、会員及び生徒の保健衛生並びに給食に関して意見を出し、環境整備に協力すると共に、福祉の増進に努めます。
- 第17条 文体委員会は、会員の資質の向上、並びに会員相互の親睦に努めます。
- 第18条 広報委員会は、会員のために広報活動の活発化に努めます。
- 第19条 指名委員会は、次年度の会長、副会長、会計及び書記を会員中より選考のうえ候補者を選出します。
- 第20条 各委員会は、総会、役員総会及び実行委員会の決定に従い活動します。

第8章 会 計

- 第21条 本会の経費は、会費及び自発的な寄付金をもってこれに充てるものとします。
- 第22条 会費は前期（6月）と後期（10月）に分納し、1口月額150円徴収します。なお、次の基準日に本校に生徒が在籍または教職員が所属する場合、その基準日の対象となる期間の会費を徴収するものとします。また、転出入等で入退会の申し出があった場合、その翌期より徴収を開始又は停止し、徴収済の会費については返金しないものとします。
- | | |
|---------|---------|
| 前期（基準日） | 5月 1日 |
| （対象期間） | 4月～9月 |
| 後期（基準日） | 10月 1日 |
| （対象期間） | 10月～翌3月 |
- 但し、非常事態において徴収が困難な場合、時期や回数を変更して徴収できるものとします。
- 第23条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わります。
- 第24条 さげがたい経費の不足を生じた場合は、役員総会の議を経て臨時会費を徴収することができます。

第9章 雑 則

- 第25条 本規約の変更は、7日前に原案を会員に示し、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とします。
- 第26条 本会は、役員選出規程を別に定めます。
- 第27条 本会の弔慰その他必要事項に関して、実行委員会において内規を定めます。
- 第28条 個人情報の取得、利用又は管理については、個人情報取扱規程を別に定めます。

附 則（実施時期）

昭和23年	4月	制定
昭和28年	4月	一部改定
昭和29年	4月 1日	一部改定
昭和47年	4月 1日	一部改定
昭和58年	5月17日	一部改定
昭和59年	5月18日	一部改定
平成 元年	5月18日	一部改定
平成 2年	5月11日	一部改定
平成 3年	3月15日	一部改定
平成 4年	3月16日	一部改定
平成 8年	3月16日	一部改定

平成 9年 3月 17日	一部改定
平成 25年 10月 23日	一部改定
平成 27年 11月 5日	一部改定
平成 30年 3月 2日	一部改定
平成 30年 11月 2日	一部改定
令和 3年 11月 18日	一部改定

役員選出規程

- 第1条 次年度の会長、副会長、会計、及び書記の選出は、指名委員会において会員中より選考のうえ候補者を選出します。指名委員会は選出した各候補者から内諾を得て、総会において承認を受けるものとします。
- 第2条 指名委員会の構成は、次のとおりとします。
- (1) 保護者会員から、定められた学年で選出された者4名～6名
 - (2) 実行委員会（教職員を除く）から選出された者2名
 - (3) 教職員会員から選出された者1名
 - (4) 委員長は、委員の互選により1名置きます。
- 2 指名委員は、前条の候補者に原則としてなることができません。
- 第3条 給食委員長、文体委員長及び広報委員長は、定められた学年から各1名選出され、会長がこれを委嘱します。
- 第3条の2 第2条第1項第1号及び第3条第1項の「定められた学年」とは次のとおりとします。
- (1) 指名委員は新2年生及び新3年生保護者から各2名を選出します。
また、新1年生保護者から2名を選ぶことができます。
 - (2) 給食委員長及び文体委員長は、新2年生保護者からそれぞれ1名選出します。
 - (3) 広報委員長は、新3年生保護者から1名選出します。
- 第4条 会計監査委員長及び会計監査委員は、実行委員会の推薦により選出され、会長がこれを委嘱します。
- 第5条 給食委員は、新2年生及び新3年生保護者からそれぞれ4名選出され、会長がこれを委嘱します。
- 2 新1年生保護者からは、立候補により2名を上限として選出することができます。
- 第6条 広報委員は、新2年生及び新3年生保護者からそれぞれ4名選出され、会長がこれを委嘱します。
- 2 新1年生保護者からは、立候補により2名を上限として選出することができます。
- 第7条 文体委員は、新2年生及び新3年生保護者からそれぞれ4名選出され、会長がこれを委嘱します。
- 2 新1年生保護者からは、立候補により2名を上限として選出することができます。
- 第8条 役員は、原則として他の役職を兼任することができません。
- 2 同一年度において島本町立の他校園所の本部役員は、本校役員選出時に免除対象となります。
- 第9条 島本町立第一中学校PTA規約第14条に規定する実行委員は一家庭につき1回とし、島本町立第一中学校PTA規約第7条の役員選出時に次の者を免除対象とします。
- (1) 島本町立第一中学校PTA規約第14条に規定する実行委員経験者
 - (2) 島本町立第一中学校指名委員長経験者
 - (3) 島本町立第一中学校より選出された、島本町PTA連絡協議会役員経験者
- 2 全ての委員（給食委員・文体委員・広報委員・指名委員）は一子につき1回とし、原則として未経験者を優先して選出するものとします。委員経験者は全ての委員選出時に免除対象となります。
- 3 会計監査委員長及び会計監査委員は、委員選出時の免除対象になりません。
- 第10条 この規程の変更は、実行委員会の議を経て、総会の決議を要します。

附 則

- 1 この規程は、制定日（平成30年3月2日）から施行します。
- 2 この規程の施行に伴い、役員選出規定は廃止します。
- 3 平成30年11月2日 一部改定
- 4 前項の規定にかかわらず、平成30年度分については、なお従前の規定による。
- 5 令和3年11月18日 一部改定

弔慰規程

- 第1条 島本町立第一中学校PTA（以下「本会」という。）は、会員相互の弔慰の意を表すため本規程を設けます。
- 第2条 本会は、弔慰の意を表すため、第3条から第6条までに該当するとき、物品及び現金を贈ります。
- 第3条 会員が死亡したとき、当該会員の葬儀を主宰する者に檜1対又はこれに代わるもの（10,000円を限度とする）、及び香料5,000円を贈ります。
- 2 葬儀が執り行われるときは、本会代表者が会葬するものとします。
 - 3 PTA業務執行中に死亡した場合は、別に協議して定めます。
- 第4条 島本町立第一中学校生徒が死亡したとき、当該生徒の葬儀を主宰する者に檜1対又はこれに代わるもの（10,000円を限度とする）、及び香料5,000円を贈ります。
- 2 葬儀が執り行われるときは、本会代表者及び当該学級給食委員が会葬するものとします。
- 第5条 本規程の適用を受けるものは、金品による返礼をしてはいけません。
- 第6条 本規程に関する経費は、本会が負担します。
- 第7条 本規程以外に関する場合は、その都度、実行委員会で協議します。
- 第8条 本規程は、実行委員会において改正し、総会に報告するものとします。

附 則

- 1 この規程は、制定日（平成30年3月2日）から施行します。
- 2 この規程の施行に伴い、慶弔規定は廃止します。

個人情報取扱規程

- 第1条 この個人情報取扱規程は、島本町立第一中学校PTA（以下「本会」という。）が取得又は保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利利益を保護することを目的とします。
- 第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に沿って運用管理を行うとともに本会で取り扱う個人情報の取得、利用及び管理の適正に努めます。
- 第3条 本会における個人情報の管理者は本会会長とします。
- 第4条 本会における個人情報の取扱者は本会役員とします。
- 第5条 個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないものとします。また、その役職を退いた後も同様とします。
- 第6条 本会が取り扱う個人情報は、本会会長に書面で提出された次の事項とします。
- (1) 会員の氏名、連絡先（住所及び電話番号）及びその他必要とするもので同意を得た事項
 - (2) 会員の子どもの氏名、クラス及び出席番号
- 第7条 本会では個人情報を次の目的のために利用します。
- (1) PTA活動の諸連絡
 - (2) 会費請求、管理、又はその他の文書の送付等
 - (3) 役員・会員名簿等の作成
 - (4) PTA役員選出活動
 - (5) PTA活動報告書又は広報誌等の作成
- 第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条により限定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとします。
- 第9条 管理者及び取扱者は、個人情報を安全かつ適正に管理します。
- 2 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管します。また、個人情報を持ち出す場合は、電子メールでの送付時も含め、パスワードをかけるなど適切に行います。
 - 3 不要となった個人情報は管理者立会いのもと適正かつ速やかに廃棄します。
- 第10条 本会は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をしません。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 第11条 本会は、島本町立小学校及び中学校と利用目的の範囲内で保有する個人情報を共同で利用することがあります。
- 第12条 第三者（第10条及び第11条の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存するものとします。
- (1) 第三者の氏名
 - (2) 第三者から個人情報を取得した経緯
 - (3) 提供を受ける対象者の情報の項目
 - (4) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）
- 第13条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、訂正、追加又は削除を求められたときは、法令に基づ

いてこれに応じます。

第14条 個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告しなければなりません。管理者は、報告を受けたときは本件に善処するものとします。

第15条 本規程に定めなき事項が生じたときは、実行委員会の判断で善処するものとします。

第16条 本規程は、実行委員会において改正し、総会に報告するものとします。

附 則

この規程は、制定日（平成30年3月2日）から施行します。

内 規

1. 生徒クラブ活動援助費について

スポーツ、文化活動で近畿大会規模以上の大会に参加する生徒に対して、交通費と宿泊費の合計の二分の一を補助します。（島本一中として参加する場合に限る）

なお、全国大会等で町からの補助がある場合、その補助項目を除いた項目に対して、二分の一を補助します。但し一行事について30,000円を限度とし、これをこえる場合は実行委員会で協議し決定します。

2. PTA会員の集会参加等の出張について

実行委員会で参加を承認した、集会や研修会に出席するための交通費・宿泊費・参加費等の実費は、原則として本会が負担します。また、参加日当として一日当たり500円を支給します。

附 則

昭和60年	3月	2日	制定
平成4年	3月	16日	一部改定
平成8年	3月	16日	一部改定
平成9年	3月	17日	一部改定
平成29年	3月	3日	一部改定

(令和3年11月18日改定)

島本町立第一中学校 PTA 規約集

PTA 規約

役員選出規程

弔慰規程

個人情報取扱規程

内規

☆卒業まで保存のこと☆